

地域に根ざす学校の新たな役割。 その答えがユニバーサルデザインのトイレ。

東京都練馬区立 光が丘四季の香小学校

社

会的弱者といわれる高齢者や身体障がい者が当たり前のように社会に参加できるよう、ハートビル

法や新バリアフリー法など、法的整備は年々進められてきた。こういった流れに歩調を合わせ、

東京都の練馬区も「福祉のまちづくり整備要綱」という指針を作り、早くからさまざまな取り組みを進めている。

そのひとつが「だれでもトイレ」、いわゆる多機能トイレ設置の推進だ。多くの公共建築物と同様、学校もハートビル法の特定建築物に指定されたこともあり、練馬区の教育委員会では小中学校のトイレ改修を行う場合、最低でも1カ所の多機能トイレの設置を行っている。

「あくまで学校ですから『子どもたちのため』という位置づけが第一ですが、これからの学校は地域の施設という観点も大切です。なにより学校は防災の避難拠点として指定されていますので、トイレの整備は優先度も高い施策なんです」

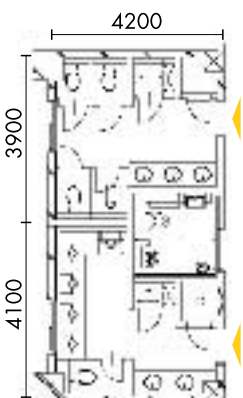
練馬区教育委員会・学校教育部の金崎施設給食課長の言葉通り、今春、光が丘第一小学校と第二小学校の統合で誕生した光

が丘四季の香小学校では複数の多機能トイレが作られ、1階の正面玄関に近いトイレにはまだまだ珍しいオストメイト設備や使い勝手の良い多目的シートが設置された。今後は出入り口の

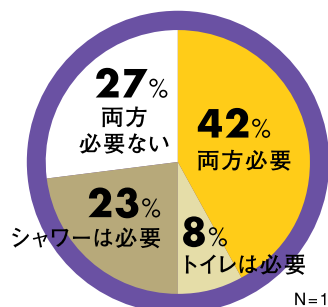
段差解消など、学校の機能と共存させながら、バリアフリー化も進めるといいます。教育の場という限定された役割を超えて、学校はユニバーサルな世界の模索をはじめている。



1. オストメイト設備を備えた「だれでもトイレ」。この多機能トイレはさまざまなパーツが使いやすい位置に設置されているパッケージ商品。施工が難しく、仕上がりに差が出やすい多機能トイレの品質維持に貢献している。
2. 保健室内のシャワーに加え、特別支援学級付近のトイレにシャワーを設置した。こういった設備も遠からず標準化するのでは。
3. 障がいを持つ方にとっても使いやすい折り畳み式の多目的シート。

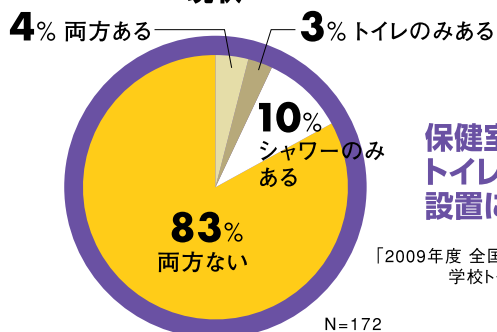


必要と思いますか？



現状は、約83%の学校が保健室内にトイレ・シャワーが両方ないが、約42%の学校が、トイレ・シャワー両方必要だと考えている。

現状



保健室内のトイレやシャワーの設置について

「2009年度 全国自治体・公立小中学校学校トイレアンケート踏査」より

小・中学校